

平成 25 年第 1 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第1回教育委員会会議

1 日 時 平成25年1月25日（金） 13時15分～15時18分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	臼 井	博
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	北 原	敬 文
教育次長	町 田	隆 敏
生涯学習部長	梅 津	康 弘
財務係長	山 形	博
企画調整担当課長	前 田	明 寿
調整担当係長	札 場	義 章
学校施設担当部長	渡 邊	寛 也
計画課長	山 田	篤 身
学校教育部長	金 山	正 彦
中等教育学校担当課長	西 川	智
中等教育学校担当係	村 上	玄 光
指導担当部長	池 上	修 次
指導担当課長	森 岡	毅
指導担当係長	紺 野	宏 子
教育研修担当部長	大 友	裕 之
教職員課長	池 戸	和 俊
教職員係長	宗 片	浩 昌
服務担当係長	八木野	久
給与係長	若 林	克 衛
中央図書館長	長谷川	利 雄
総務課長	長谷川	雅 英
庶務係長	宮 地	宏 明
書 記	藤 間	雅 尚

4 傍聴者 4名

## 5 議 題

議案第 1 号 札幌市教育推進の目標及び札幌市教育推進の指針について

議案第 2 号 「平成25年度札幌市学校教育の重点」について

報告第 1 号 教職員給与費の適正執行等に関する調査に係る結果報告について

議案第 3 号 平成24年度一般会計補正予算案に係る意見について

議案第 4 号 平成25年度一般会計当初予算案に係る意見について

議案第 5 号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案に係る意見について

**【開 会】**

○山中委員長 これより、平成25年第1回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、臼井 博（うすい ひろし）委員と池田 官司（いけだ ひろし）委員をお願いいたします。

本日の会議につきまして、池田 光司（いけだ こうじ）委員から、所用により、会議を欠席する旨の連絡がありました。

それから、本日の議案第3号、第4号、第5号の3つは、教育事務に関する議会の議案についての市長への意見の申出に関することとございますので、教育委員会会議規則第14条第4号の規定によって公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第3号、第4号及び第5号につきましては公開しないことといたします。

○指導担当部長 委員長、申しわけありません。議案審議の前に教育委員会にご報告したいことがあります。よろしいでしょうか。

○山中委員長 どうぞ。

## 【議案審議前報告】

○指導担当部長 指導担当部長の池上でございます。

おとといになります。1月23日水曜日に判明しました札幌藻岩高等学校における大学入試用調査書の誤りについて、教育委員の皆様には、当日第一報としてお話をさせていただいたところでございますが、誤りの内容や原因等が確認できましたので、改めてこの場でご報告させていただきたいと思っております。

まず、経緯についてでございますが、1月23日水曜日午前、市内の私立大学から、調査書の評定平均値に誤りがあるのではないかと学校に問い合わせがございまして、学校で確認いたしましたところ、12月11日火曜日付以降に発行した220名分の調査書のうち172名分について、各教科の評定平均値や全体の評定平均値の欄に誤りがあることが判明いたしました。

生徒への影響を確認した結果についてですが、合否等に影響を与えることはございませんでした。

この事故の原因といたしましては、学校では調査書をコンピューターで作成しており、最終的に印字する際に更新ボタンを押すことによって、評定平均値の欄が更新されることになっていりましたが、この更新のボタンを押す作業をせずに印字してしまったため、評定平均値の欄のみ更新されず、結果として、更新前の数値が印字されることとなってしまいました。

その対応といたしましては、学校において、昨日、1月24日木曜日から、誤った調査書を渡した生徒に謝罪と経過説明を行うとともに、個々の生徒と面談し、既に発行した調査書を回収して正しい調査書を渡しているところでございます。既に大学等に発送した分につきましては、学校から一つ一つ連絡をとり、順次、正しいものへと差しかえをお願いしているところでございます。

このことにつきまして、本日19時より、学校において保護者説明会を実施する予定でございます。

事務局といたしましては、このたびの事故を教訓といたしまして、ミスの未然防止の観点から、点検等の徹底やマニュアルの整備など高校における進路指導事務を適切に遂行するよう、藻岩高校をはじめとする各市立高等学校に指導してまいりたいと考えております。

結果としては、合否等に影響を与えることはなかったとはいえ、受験する生徒及び保護者の皆様、関係する大学等の関係者の方々には、多大なご心配、ご迷惑をおかけしました。まことに申しわけございませんでした。

このあと、14時30分から、このことについて報道機関に説明を行うこととしております。

どうぞよろしくお願いたします。

○山中委員長 一つお聞きしたいのですが、評定の評価ごとに全体に違いがあったというのは、どういうふうに違うのですか。つまり、これだけの説明では、具体的に評定がどういうふうにされているか知りませんが、何点というふうに出るものについて多く出たとか少なく出るといふことも、今のご説明では全くわからないのです。

○指導担当部長 ご説明を申し上げたいと思いますが、調査書を出すに当たって、この藻岩高校では、7月段階での仮評定、それから、9月段階、一番近いところでは最終的に11月段階の仮評定を行っています。それぞれ大学、専門学校、看護学校等に出願するに当たって、一番直近の成績の評定を出すということをやっております。

先ほど、更新ボタンというお話をさせていただいたのですが、具体的には11月の評定分をしっかりと反映した調査書、成績評定をこの中に盛り込む予定でしたが、9月の段階の成績がそのまま更新されず残ってしまいました。ただ、実際には11月の分が正しい数値ですので、9月の段階と11月の段階で教科ごとに評定が違う部分については、もちろん数字が変わって出てきますし、それから、合計点として出した場合にも、ここで全体の評定平均値が本来の数値とは違うものとして出てくるということがございます。

○山中委員長 そうすると、生徒ごとに、あるいは、生徒の教科ごとに点が高い数値で出た人の場合もあれば、低い数値で出た場合もあるという話ですか。

○指導担当部長 そうでございます。

○山中委員長 大変重大な問題ですね。ぜひ、今、報告を受けたところで聞いておきたいことについてはご質問させていただく、あるいは、意見を言わせていただくのは当然だと思いますので、若干時間をいただきたいと思っております。

○臼井委員 私立大学から指摘があったというのですけれども、私も見る立場からして、高校から来た成績評定が間違っているかどうかチェックの必要がないと思っているものですから、どういうところで気がつかれたのか、ちょっと教えてもらえますか。

○指導担当部長 調査書の中に、11月現在の正しい数値の評定が教科ごとに記入されている欄がありまして、そのほかに、評価の全体の評定値の平均が印字されている部分があります。ですから、最初に言った11月現在のものが正しい

ものですから、それを足し算して、割り算をすると、平均値が出ます。ただ、その出た数値と、もう一つの教科全体の評定の平均値の数字が違ったということで大学から問い合わせがあったということです。教科全体の平均値は更新されなかったもので、9月現在の数値で計算されてしまいました。そこに差が生じて、間違いがあったということが大学からの指摘でわかったということでございます。

○山中委員長 印字した後に、それをチェックする機会はないのですか。

○指導担当部長 先生方が、それぞれ担当で手分けをして、二重、三重でチェックをしていた部分もあるのですが、この部分については、まさに数値を打ち込んで、コンピューターで自動計算するというので、これまでも、その部分の間違いはなかったもので、今回、その点検はしなかったというご報告をいただいております。

○山中委員長 担当の教員が見れば、この項目は間違いだとすぐわかるはずですね。

○指導担当部長 ですから、先ほど申しました11月分について何度も間違いがないかということで確認して、その数値のもとでコンピューターの自動計算を使って数字がはじき出されたと思い込んでしまっておりましたので、残念ながら、その部分を改めてサンプルをとってやるという確認はしなかったということで、今回のミスが発生したと聞いております。

○北原委員 補足させていただきますと、平均値の誤りの最大値が0.1ないし0.2ということで、一目瞭然とはなかなか見えない部分ではございました。もちろん、それは点検すべきことではありますけれども、結果的に点検の芽を取り除いてしまったということです。

○山中委員長 関係のない話ですが、資料を受け取った大学の方で発見するというのは、わかりやすいミスだったのではないかと思います。0.1とか0.2ということであっても、第三者が見てわかりやすいような間違いではないかと思われるのは、大変気になります。

ほかに何か聞いておきたいこと、あるいは、ご意見などはございますか。

○池田（官）委員 今回の事案は、お聞きすると、いわゆるヒューマンエラー

といいますか、人のミスであるという位置づけになると思うのです。ソフトの使い勝手とかインターフェースといったものに何か問題はなかったのかということについても、ぜひご検討をいただければと思います。

そして、今後の対策としましては、可能なことかどうかは私はわかりませんが、そういったミスがインターフェース的に起こらないように、フェールセーフのようなものがかかったシステムをもし開発できるのであれば、そのような形が望ましいのではないかと思います。

**○指導担当部長** 個々の学校の実情に応じまして、今言われたようなご指摘のもとで、しっかり万全を期した対応策を今後とってまいりたいと思います。

**○山中委員長** ほかにございませんか。

**○臼井委員** 7月、9月、11月ということですが、私どもが一般的に内申書をもらう方だと、いつ締め切りかによるのですけれども、2学期の成績までということで、3学期は空欄にして出すのが一般的だと思うのです。そうすると、2学期だと9月のものが出ます。11月は更新する必要があるのかよくわからなかったのですが、きめ細かにした理由が外からはよくわからないのですが、どういふことでしょうか。

**○指導担当部長** 各学校によって、今言った藻岩高校であれば、7月、9月、11月で幅広く評定を出している実情があるのですが、学校ごとに取り扱いは異なるようでして、藻岩高校の場合で言うと、定期考査が終わったものを反映して、仮評定ではありますが、最終段階の今の時期の大学入試等の成績に反映させていると聞いておりました。

**○臼井委員** 今、池田（官）委員がおっしゃったように、非常にきめ細かく評価しているのはとてもよくわかるのです。それとともに、やはり何度も更新をするということは、そこにエラーが入るというリスクがあるわけです。そうすると、大学側に出すものとしては、ここまでを締め切りにして、ここで固定するというふうにする方がむしろ現実的ではないかという気がします。その辺も今後とも検討いただければと思います。

**○指導担当部長** ミスの防止の観点から、そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。



○山中委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 入試において特段の影響がなかったことは不幸中の幸いであり  
ますけれども、非常に残念なことになりまして、再発防止にしっかりと取り組  
まなければいけないと思います。

今日の委員会会議としてはこの程度にしておきますが、また別の機会に、し  
かも早急に、先ほどお話のありました具体的な資料なども見せていただきなが  
らご説明をいただき、そして、それについての議論も委員会としてきちんとさ  
せていただきたいと思います。

○指導担当部長 わかりました。

## 【議 事】

### ◎議案第1号 札幌市教育推進の目標及び札幌市教育推進の指針について

○山中委員長 それでは、本来の議題に入りたいと思います。

議案第1号につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 それでは、議案第1号 札幌市教育推進の目標及び札幌市教育推進の指針についてご説明申し上げます。

札幌市教育推進の目標は、長期的な視点に立ち、教育全般にわたる理念を示し、札幌市教育推進の指針は、この目標に対する教育委員会の方向性を示すものとして、それぞれ掲げているものでございます。また、この目標及び指針、それに対応する各個別計画を体系的に結びつけ、この総体をもって札幌市の教育振興基本計画としております。

この目標及び指針は、長期的な理念や方向性を示すものであることから、大きな社会情勢の変化等がある場合に内容を変更することとしておりますが、内容の変更を行わない場合でありましても、毎年度、教育委員会会議においてその内容についてご確認いただき、ご意見などを賜ることとしております。

一方、現在、目標及び指針、それに対応した諸計画について抜本的な見直しを行い、それらを一本化した新たな札幌市教育振興基本計画の策定に向けた検討を進めているところでございます。このことから、現時点では内容を変更せず、来年度も現行のものを継続して掲げることといたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、それぞれの内容についてご説明をいたします。

1枚めくっていただきますと案が示されておりますが、まず、目標でございますけれども、全体を包括する目標といたしまして、「未来を切り拓く人間性豊かで創造性あふれる自立した札幌人」を掲げております。また、包括目標を達成するための3本の柱といたしまして、「自らの夢や希望に向かって ねばり強く挑戦し、努力する たくましい心身をはぐくむ」「自他ともに尊重し ともに支え合う 思いやりのある心をはぐくむ」「ふるさと札幌に根ざし 国際社会で活躍する 豊かな創造力をはぐくむ」を掲げております。

次に、その下の指針でございますが、ただいまご説明をした目標を実現するために、幼児教育、義務教育、高等学校教育、特別支援教育、生涯学習、これら各教育段階の推進すべき方向性を示したものでございます。

以上、ただいま、ご説明を申し上げました目標及び指針を、平成25年度においても継続して掲げることについて、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、皆さんの方から、今のご説明を踏まえて、ご質問あるいはご意見がございましたらお願いいたします。

○阿部委員 3番目ですけれども、「ふるさと札幌に根ざし」のところで、「国際社会で活躍する」とあるのですが、国際社会は定義が広過ぎるので、具体的にどういうことかをご説明いただければと思います。

○生涯学習部長 これは、ただ単に外国へ行って活躍するという意味ではなくて、もう少し幅広い意味を持たせて、いわゆる国際性とか異文化といったものを身につけて、札幌というふるさとを持ちながらも、札幌であろうが、日本国内であろうが、外国であろうが、そういったところで活躍していただきたいという意味合いを込めて、国際社会というふうに示しております。

○阿部委員 結構広い、広域な範囲での国際社会という意味合いになるのでしょうか。

○生涯学習部長 単純に外国で活躍するのだという意味ではございません。

○阿部委員 わかりました。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

これについては、昨年来、議論をさせていただいたものではございますが、特にお二人の委員が入れかわっておりますし、基本的には今後10年間を見据えた新たな振興計画を策定するという関係があって、平成25年度につきましては従来どおりいこうということでのご提案ではありますけれども、この段階でさらにご質問、ご意見があれば伺っておきたいと思っております。特に、お二人の新任の委員でございましたら、お願いします。

池田（官）委員、何かございますか。

○池田（官）委員 この目標と指針自体は特に異論がないですが、今後に向けて、この目標、この指針でやってきていて、例えば現状とそぐわないところとか、ここをもう少しこういうことを盛り込んでやったらよりよいものになるとか、現時点で何か問題点として抽出されているようなことがもしありましたら、教えていただければと思います。

○生涯学習部長 現状として、大きく齟齬を来すようなものは、私どもの認識としてはないと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、今度、新しい札幌教育振興基本計画をつくる際には、いわゆる、ここで言っている目標あるいは指針に相当する部分のビジョン編と、それを達成する具体的なアクション編とといいますか、事業に相当する部分を検討してまいります。その際には、いろいろな立場から検討いたしまして、必要な部分があれば、直していくものは直していくということになろうかと思っております。

ここで、一番最初に掲げておりますいわゆる「自立した札幌人」という部分では、ある意味、大きな目標としてこれからも持ち続けることができるのではないかと考えております。また、振興計画につきましては、適宜、教育委員会にご報告しながらご意見を賜りたいと思っております。

○山中委員長 たしか、今後の10年間の新たな振興基本計画をつくるのに当たっては、これまでの小学校、中学校あるいは高等学校とか幾つかの基本計画がありましたけれども、それらを統合して新たにつくっていく関係で、統合する形の中でいろいろ問題点、課題のご指摘が出てくるということになりますね。

○生涯学習部長 そのとおりでございます。

○山中委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 特になければ、この議案第1号につきましては、従前の札幌市教育推進の目標と指針に引き続き、平成25年度もこの内容のとおりということで決定してよろしゅうございませうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのように取り扱わせていただきます。

◎議案第2号 「平成25年度札幌市学校教育の重点」について

○山中委員長 続いて、議案第2号につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○指導担当部長 指導担当部長の池上でございます。

議案第2号 「平成25年度札幌市学校教育の重点」についてご説明を申し上げます。

札幌市学校教育の重点につきましては、各学校における特色ある教育課程の編成・実施及び学校運営の指標となるよう、教育委員会が毎年策定しているものでございまして、平成25年度版を決定いただくため、本案を提出するものでございます。

お手元に、資料として、平成25年度「札幌市学校教育の重点」(案)及び現行の平成24年度版のリーフレットを準備させていただきました。

この平成25年度札幌市学校教育の重点につきましては、昨年10月12日の教育委員会会議に基本的な方針を提案させていただきました。その際、基本的な方針といたしまして、教育委員会実施プランの取り組み状況と教育委員会事務点検・評価報告書にある今後の方向性を踏まえて策定すること。先ほどもちょっとお話がありましたが、平成26年度版では、新しい札幌市教育振興基本計画を踏まえて抜本的な見直しをすることになるため、今回の平成25年度版は平成26年度版への移行を考慮しながらも、大幅な改訂ではなく必要な改訂を行うことにとどめること。それから、平成25年度に、すべての幼稚園及び学校で、特に重点を置いて取り組むべき事項を選択し、リーフレットの表示上は星などで表示をしてわかりやすくすること。それから、教職員を対象としたリーフレットでございますので、このリーフレットのほかに、保護者や市民を対象とした概要版を作成することについてご了承いただいたところでございます。

その後、教育委員の皆様には、協議の場を3回持たせていただき、ご意見をちょうだいしながら、事務局として検討を重ねてまいりました。また、その間、園長会・校長会からご推薦いただいた各校種の代表の園長・校長から成る意見を聞く会を2回実施いたしました。

それでは、お手元の資料に基づき、平成25年度版の主な改訂内容についてご説明いたします。

まず、最初のページのA3判の資料の部分ですが、学校教育の四つの柱の一つ目の学ぶ力の育成についてでございます。

リード文につきましては、学校が推進すべき教育の方向性を示すとの観点から文章の精査を行いました。例えば、「分かる・できる・楽しい授業づくりを進め」というこれまでの表記については、学校が実際に取り組むべき内容を示

していることからリード文から外して、具体的な内容となる下の星とかダイヤであらわしている項目の部分がありますが、その部分に移動しております。

次に、そのダイヤなどの項目の部分ですが、3点で項目を示している構成は変わりませんが、1点目を「学ぶ意欲を培い、思考力、判断力、表現力を育む指導の充実」から、今回は「分かる・できる・楽しい授業に向けた取組の充実」に変更し、教育委員会事務点検・評価報告書の学識者の意見を踏まえるなどして、この部分が重要な取り組みということで、特に重点を置いて取り組むべき事項とし、星印で示しました。

さらに、具体的な取り組み内容を示すアスタリスクがついた部分について、「授業づくり」「習慣づくり」「環境づくり」の三つの観点から、学校が取り組むべき事項として整理しました。これらのうち、四つ目の「『学ぶ力』についての積極的な情報発信による、家庭や地域との共通理解を通じた、学びを支える環境づくりの推進」については、教育委員会事務点検・評価を踏まえ、平成25年度版に新たに追加した内容となっています。

なお、二つ目と三つ目のダイヤの部分は、一部、文言を整理しましたが、趣旨の変更はございません。

次に、その右横になりますが、学校教育の四つの柱の二つ目の豊かな心の育成についてでございます。

この部分については、昨今のいじめ・自殺をめぐる深刻な状況を踏まえ、二つ目の「命を大切にする指導の充実」という項目を新たに設け、三つ目の「いじめの問題の未然防止・早期発見・早期対応」とともに、平成25年度に特に重点を置いて取り組むべき事項として、星印で示しています。

「命を大切にする指導の充実」については、生徒の自殺に関する調査検討委員会から出された報告書の提言内容を踏まえ、一人一人の子ども理解と自己を肯定的に受けとめることの二つをキーワードに、アスタリスクの部分をもとめました。

「いじめの問題の未然防止・早期発見・早期対応」についても同様に、生徒の自殺に関する調査検討委員会の提言内容を踏まえ、二つ目のアスタリスクの部分、日常的な未然防止に向けた取り組みの必要性を強調する内容として改めました。

なお、ダイヤの一つ目の「豊かな感性と社会性を育む体験活動や道徳教育の充実」の部分につきましては、平成24年度版の一つ目と二つ目を一本化して、わかりやすさの観点も考えながら表現を精査しましたが、趣旨、変更等に大きな変更はございません。

次に、学校教育の四つの柱の三つ目の健やかな身体の育成についてです。

ダイヤの部分になりますが、運動する子どもとしない子どもの二極化が、す

こやかな身体の育成に関してさまざまな影響を与えているという札幌市の子どもの実態等を踏まえ、「自ら進んで運動・スポーツに親しむ指導の充実」を、平成25年度は特に重点を置いて取り組むべき事項として、星印で示しております。

その他については、表現を精査し、若干、修正している部分がございます。

ここまで、学ぶ力の育成、豊かな心の育成、健やかな身体の育成ということで、いわゆる知徳体にかかわる部分について説明させていただきましたが、星印については、知の部分で一つ、徳の部分で二つ、体の部分で一つの、計4項目といたしました。平成25年度版では、この知徳体の4項目以外に星印はつけておりません。

では、下の方になります。学校教育の四つの柱の四つ目の信頼される学校の創造についてでございます。

信頼される学校の創造の部分をごらんいただきたいと思います。基本的に大きな変更はございませんけれども、学校・家庭・地域がともに助け合うスタンスをより明確にする観点から、リード文について精査をしてみました。3行目以降の文言を「家庭や地域と連携して特色ある教育課程の編成と実施に努めるとともに、家庭や地域の参画を得ながら責任ある教育活動を推進し」としてしております。その他の表現につきましても、趣旨を損なわないようにしながら、よりわかりやすいようさせていただいております。

次に、1枚めくっていただければと思います。

札幌らしい特色ある学校教育の部分です。

まず、全体のリード文についてですが、「雪」「環境」「読書」が知徳体の調和のとれた学びを推進するテーマであることを明確に示すため、そのような趣旨を冒頭に記述する形で追加しました。

また、「雪」「環境」「読書」のそれぞれのリード文については、それぞれの学習活動をとおしてはぐくむ力を明確にする観点から、いずれも内容を整理して、2段落構成に組みかえました。

次に、学校教育の今日的課題についてですが、もう一枚めくっていただいて、四つのうち、人間尊重の教育と特別支援教育については、検討の結果、変更はございません。

国際理解教育についてですが、ダイヤの部分については変更ありませんが、一つ目と二つ目のダイヤの項目のアスタリスクがついている具体的な内容の部分ですが、平成24年度版で二つに分けていたものを、内容を整理して、一つの文章にまとめました。

また、「帰国幼児児童生徒等に対する教育の充実」の二つ目のアスタリスクの部分については、事務点検・評価報告書での今後の方向性を踏まえて内容を

見直し、再構成いたしました。

最後になりますが、情報教育の部分についてです。

ここについても、事務点検・評価報告書での今後の方向性のご意見を踏まえまして、個人情報や知的財産権に関する研修の充実を追加するなど記載内容を一部変更しております。

以上、平成25年度札幌市学校教育の重点についてご説明いたしました。

なお、先ほど申し上げました保護者や市民向けのリーフレットの概要版についてですが、今日決定いただいた内容のもとで教育委員の皆様のご意見をちょうだいしながら、事務局として作成してまいりたいと考えております。

それでは、ご協議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

**○山中委員長** ありがとうございます。

この点も、これまでいろいろ議論をしてきたところではありますが、そうしたものをかなり取り入れて、編集していただいたようには思いますが、さらに、その後、気がついたところで、ご質問あるいはご意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

**○池田（官）委員** 学校教育の四つの柱の豊かな心の育成の中の「いじめの問題の未然防止・早期発見・早期対応」についてですが、平成24年度から若干変わったところとして、平成24年度には、いじめ調査とか学校の調査、面談を掲げていたと思うのです。それが、平成25年度案では、日ごろから子どもと先生、教員の皆さんの子どもとの触れ合いの中で小さな変化を感じ取ろうとすることで、言ってみれば、小さくはない方向転換かと思うのです。

平成25年度に出ていないからといって、調査とか面談ということを全くやらないわけではないと思いますが、平成25年度のふだんの教育活動の中で小さな変化を感じ取ろうとする姿勢は非常に評価できるものだと思うのですが、この平成24年度から平成25年度に、調査、面談から日々の教育活動の中で変化を感じ取るというふうに変った背景、背後にある考え方などがもしございましたら、ぜひ聞きたいと思うのです。

**○指導担当部長** 全市でのいじめ調査につきましては、ここ数年間、ずっと継続しておりまして、ある意味、各学校で必ず行うものとして定着している部分がございます。また、各学校でも、それぞれ独自に子どもの状況を把握するための取り組みも進んでいる状況にあります。これは、必要がなくなったという意味では全くなくて、そういう前提の上に、このたびの生徒の自殺に関する調



査検討委員会の報告書を受けたり、いじめや命を大切にすることが、今、社会的な関心になっている部分で、より大事にしたい部分を大きな観点から反映させてみたいということで、特に子ども理解の部分を今後しっかりやっていくことを打ち出したかったということでございます。

スペースの関係等もございまして、今年度は、そういうことに重点を置いて示させていただいたとご理解をいただければと思います。

○池田（官）委員 わかりました。

先日の調査検討委員会からの報告では、平成25年度案に示されているようなことが強調されていたように理解しているのですが、そういったことも反映されているという理解でよろしいですね。

○指導担当部長 はい。

○池田（官）委員 わかりました。

○山中委員長 今まで足りなかったということではないでしょうけれども、そういったアンケートだけではなくて、日ごろから子どもとの触れ合いを通じて、より心も新たに対応していこうということでございますね。

ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 この中身のことでないのですが、デザインの関係もあったのだらうと思うのですが、最初の学校教育の四つの柱というところで、四つと書いてあるので、1、2、3、4だなとわかるのですがけれども、何となくぱっと見たときに、1、2、3で、4が後づけというか、四つの柱になっていないようなデザインに見てしまうのです。見方だと思うのですが、四つと書いてあるからこれが一つだと思うのですがけれども、上の三つと下の「信頼される学校の創造」のデザインが余りにも違います。次回、これをおつくりになるときに、見やすさといいますか、四つだということが、数字だけではなく、デザイン性からもわかるようなつくり込みができたらいいのかなとすごく感じるのですが、いかがでしょうか。

○指導担当部長 若干説明を加えさせていただきたいと思いますが、上の三つの学ぶ力の育成、豊かな心の育成、健やかか身体の育成については、やはり子どもの身につける力という観点のカテゴリーに入るものでございます。信頼される学校の創造は、そういうことを行っていくに当たっての基盤として、見せ

方としては、下の信頼される学校の創造が土台にあって、その上に乗っかって  
いるのだということです。

従来は、四つを並列で書き示してことがありましたが、今のようなことから、  
逆にこういう形で示した方がいいのではないかという意見もいただいて、こう  
いうふうにした経緯もございます。でも、見たときのとらえ方としてはそれぞ  
れだと思いますので、その辺で混乱がないようにしたいと思います。

今回は、この状況ですから難しいかもしれませんが、先ほど申し上げました  
ように、平成26年度は、一回大きな抜本的な見直しをすることを考えておりま  
すので、その際には、発行すればいいというものではなくて、発行したものを  
ちゃんとわかっただいて実行していただくためにも、レイアウト、デザイ  
ンはとても大事だと思っておりますので、そのような形で検討していきたいと  
思います。

○阿部委員 わかりました。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 今のご説明にもございましたように、平成26年度については、  
教育振興基本計画自体が全体的に抜本的な見直しになる関係もございますし、  
そういった中でまた皆さん方のご意見も十分に反映して計画を立てて、そして、  
それを踏まえて札幌市の学校教育の細かい指針を検討していくこととなります。

平成25年度については、この程度でよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 そういうことで、これまでもいろいろ上げさせていただいてお  
りますけれども、今日ご提案いただいた内容で、平成25年度の学校教育の重点  
につきまして、この内容で決定させていただくことにいたします。

では、そのように提案どおり決定されました。

◎報告第1号 教職員給与費の適正執行等に関する調査に係る結果報告について

○山中委員長 では、続いて、報告をお願いいたします。

報告第1号について事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の金山でございます。

教職員給与費の適正執行等に関する調査報告につきまして、札幌市分の調査結果がまとまりましたので、お手元の資料の教職員給与費の適正執行等に関する調査報告をもとにいたしまして、ご報告をさせていただきます。

それでは、調査概要からご説明いたしますので、資料の1ページの経過・調査目的をごらんいただきたいと思います。

調査の概要につきましては、平成23年11月7日開催の教育委員会会議でもご説明をさせていただいたところでございますけれども、新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、改めてご説明させていただきます。

この調査でございますが、会計検査院による義務教育費国庫負担金に係る検査の結果、この国庫負担金の算定に影響がある服務上の不適切な事態があると見込まれましたことから、文部科学省から北海道教育委員会に対して、全道の小・中学校など国庫負担金の対象となる教職員を対象に、平成18年度から平成21年度までの4カ年について調査の実施を指導し、その結果報告を求めたものでございます。これは、北海道教育委員会が調査主体となって実施したものでございます。

なお、札幌市教育委員会ですが、北海道が実施する調査に格別の協力をするよう、文部科学大臣から指導されておりまして、これまでの間、北海道教育委員会と連携、協力を図りながら、適正かつ円滑な調査の実施に努めてきたところでございます。

また、道教委が国庫負担金の対象となる教職員に加えて、道立高等学校などの教職員まで調査対象を拡大するとともに、調査対象期間に平成22年度分を追加したことを受けまして、札幌市立幼稚園及び札幌市立高等学校の教職員につきましては札幌市が給与負担者となりますが、勤務条件は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を準用していることから、道教委と同様の調査を実施することが適当であると判断し、教育委員会会議での実施のご決定をいただき、調査を実施したものでございます。

次に、調査の実施主体をごらんいただきたいと思います。

この調査のうち、北海道が給与負担者であり、国庫負担金の対象となる市立小学校、中学校及び特別支援学校につきましては、道教委が主体となって調査を実施しております。市教委は、道教委による調査が適正かつ円滑に実施されるよう協力するとともに、聞き取り調査では、道教委の要請により、立会と記

録を担当いたしました。

また、札幌市が給与負担者であります市立幼稚園及び高等学校につきましては、市教委が主体となり、道教委が実施した方法に倣って調査を実施しております。

次に、3の調査の対象等をごらんいただきたいと思います。

調査対象となった幼稚園や小・中学校などの学校数でございますが、既に閉園となった幼稚園や統廃合された小・中学校等を含めまして、幼稚園が17園、小学校が203校、中学校が93校、特別支援学校が3校、高等学校が8校の計324校でございます。

調査対象となった教職員数でございますが、幼稚園が139人、小学校が4,790人、中学校が2,271人、特別支援学校が112人、高等学校が38人の計7,275人でございます。

なお、対象者数の総計は、複数の学校種間を異動している職員がいるため、校種ごとの合計人数の7,350人とは一致しておりません。

次に、4の調査対象期間でございますが、平成18年度から平成22年度までの5カ年でございます。

次に、調査項目をごらんいただきたいと思います。

調査項目は五つございまして、勤務時間中の職員団体活動に関する調査、勤務時間中の職務専念義務の遵守に関する調査、長期休業期間中における校外研修に関する調査、勤務時間の遵守に関する調査、教育業務連絡指導手当、いわゆる主任手当の算定誤りに関する調査でございます。

各調査項目の内容につきましては、後ほど、調査結果とあわせてご説明いたします。

次に、6の調査方法をごらんください。

調査方法でございますが、道教委から示されたとおり、まず、学校から提出された出勤簿、休暇等処理簿、外勤簿などの関係書類を確認し、その中で疑義のあるものを抽出して、調査票を作成いたしました。次に、この調査票に登載された教職員に対しましては、関係書類の内容を提示して、当時の勤務状況を聞き取り等により、確認いたしました。

なお、主任手当の算定誤りに関する調査は、関係書類を確認し、調査票を作成の上、学校に照会して確認いたしました。

次に、調査結果をご説明しますので、資料の3ページの全体の概要をごらんいただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、小学校、中学校、特別支援学校の調査主体は北海道教育委員会、幼稚園、高等学校の調査主体は札幌市教育委員会となりまして、それぞれが判断した結果となっております。

主任手当の算定誤りに関する調査を除いた4項目の調査結果ですが、教職員の職務専念義務が遵守されていないものが、53校、58人、延べ119回ありまして、そのうち、給与の返還対象となるものが、34校、38人、延べ64回、時間にして167時間、給与支給額の合計が53万3,000円、国庫負担金相当額が15万6,000円となっております。

主任手当の算定誤りに関する調査の調査結果ですが、過大に算定された学校が、293校、4,153日、過大支給額の合計が83万円、国庫負担金相当額が26万円となっております。逆に、支給不足となっていた学校が、262校、1万8,944日、支給不足額の合計が378万9,000円、国庫負担金相当額が119万7,000円となっております。

次に、調査項目ごとの結果についてご説明いたします。

まず、勤務時間中の職員団体活動に関する調査です。これは、教職員が法令等に違反して勤務時間中に有給休暇等の手続をとることなく職員団体のための活動を行っていないかなどについての調査です。

調査結果ですが、出勤簿、休暇等処理簿、学校日誌等の関係書類に、交渉、要求書提出、職員団体活動への参加などの記載があるものの中で、教職員が勤務時間中に職員団体活動に従事している疑いがあるものについて関係職員から聞き取り等を行ったところ、法令等に違反して勤務時間中に有給休暇等の手続をとることなく職員団体活動に従事しており、教職員の職務専念義務が遵守されていない不適切な勤務実態があったものは、5校、4人、延べ8回あり、これらはすべて給与の返還対象となり、5校、4人、延べ8回、13時間、給与支給額計2万9,000円、国庫負担金相当額1万円となっております。

不適切な勤務実態の内容ですが、すべて適法な交渉対象とならない管理運営事項を対象とする話し合い等となっております。

次に、勤務時間中の職務専念義務の遵守に関する調査です。これは、勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の内部管理業務、庶務や会計などを外勤や出張または職務専念義務の免除を受けて行っていないかなどについての調査です。

調査結果ですが、学校日誌、外勤簿、職専免同等の関係書類に教育研究団体に係る総会、監査、事務引継などの記載があるものなどについて関係職員から聞き取り等を行ったところ、勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の内部管理業務を行うなど不適切な勤務実態があったものが、12校、13人、延べ17回あり、このうち給与の返還対象となるものが、11校、11人、延べ15回、30時間、給与支給額計7万4,000円、国庫負担金相当額1万6,000円となっております。

不適切な勤務実態の内容ですが、教育研究団体等の庶務・会計監査等、もっ

ばら団体の維持・運営に関するものの業務の従事が、7校、7人、延べ8回、職務との関連がなく、教育研究団体等とは認められない団体、同窓会や学校生活協同組合等の業務への参加は、5校、5人、延べ8回、教育研究団体等の運営等に関する協議を行う一般的な総会等、自校の研究に関する内容はほとんど含まれていないものへの参加が、1校、1人、延べ1回となっております。

次に、4ページの中段にあります、長期休業期間中における校外研修に関する調査です。これは、長期休業期間中に校外において行ったとしていた研修について、適正に実施されていたかどうかについての調査です。

調査結果ですが、長期休業期間中において、校外研修処理簿、研修計画書、研修報告書等により、図書館等の公共施設において資料収集等を行うとして承認を受けた校外研修について、研修実施日が図書館等の休館日となっているものなどについて関係職員から聞き取り等を行ったところ、校外研修を実際は行っていなかったなどの不適切な勤務実態があったものが、9校、12人、延べ18回あり、これらはすべて給与の返還対象となり、9校、12人、延べ18回、110時間、給与支給額計39万6,000円、国庫負担金相当額11万9,000円となっております。

不適切な勤務実態の内容ですが、すべて長期休業期間中に校外において行ったとしていた研修について、図書館等が休館日であったため、研修報告書と異なる内容、別の場所や自宅等で研修を行ったとしているが、それを証明することができなかったものとなっております。

次に、勤務時間の遵守に関する調査です。これは、機械警備で学校管理をしている学校を対象に、始業時刻後に機械警備が解除されていて遅刻が疑われるものや、終業時刻前に機械警備が開始されていて早退が疑われるものについての調査です。

調査結果ですが、始業時刻後に機械警備が解除されていたり、終業時刻前に機械警備が開始されていたりしていた学校の中で、不適切な勤務実態が疑われる日において、勤務していた関係職員から聞き取り等を行ったところ、始業時刻後に出勤または終業時刻前に退勤したなど不適切な勤務実態があったものが、28校、29人、延べ76回あり、このうち給与の返還対象となるものが、9校、11人、延べ23回、14時間、給与支給額計3万4,000円、国庫負担金相当額1万1,000円となっております。

また、関係職員等からの聞き取りを終えた後に、学校単位で検証したところ、改めて職員からの聞き取りなど事実確認を行う必要があるとなったものについて、再度、関係書類の記載内容の確認及び聞き取りを行った結果、不適切であったことを裏づける本人の証言は得られなかったが、関係書類の記載内容及び聞き取りの内容から明らかに不自然であると判断されるものが、11校、146人、

延べ186回となっております。

不適切な勤務実態の内容ですが、長期休業期間中におけるものが、26校、25人、延べ62回ありました。長期休業期間以外について学校行事別に見ますと、学校で定める勤務の割り振りで正規の勤務時間、これは平成18年度から平成20年度までは8時間、平成21年度及び平成22年度においては7時間45分ですが、この勤務時間が確保されておらず、始業時刻後に出勤したり終業時刻前に退勤したりしていたものが、学習発表会及び学芸会で、3校、5人、延べ7回、参観日で、2校、2人、延べ2回となっております。

最後に、資料の5ページの中段にあります主任手当の算定誤りに関する調査です。これは、北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例により、教務主任、学年主任及び生徒指導主事等には、毎月、主任等の業務従事日数に1日当たり200円の単価を乗じて算定された主任手当を支給することとしていますが、この主任手当が適正に支給されているかの調査でございます。

調査結果ですが、主任手当が支給されている学校の特殊勤務手当支給実績簿と出勤簿との照合を行い、出勤簿に有給休暇の表示がされているが、支給実績簿で主任等の業務に従事した日となっているものや、長期休業期間中に出勤簿に出勤した押印があるが、支給実績簿で主任等の業務に従事した日となっていないものなど不都合が生じた日ごとについて学校へ照会を行ったところ、学校日誌や休暇等処理簿等の関係書類で確認を行ったところ、過大に算定されていた学校が、293校、4,153日、過大支給額計83万円、国庫負担金相当額26万円、支給不足となっていた学校が、262校、1万8,944日、支給不足額計378万9,000円、国庫負担金相当額119万7,000円となっております。

なお、これらの調査結果は、6ページから8ページに調査結果一覧として表にまとめております。

最後に、9ページのまとめをごらんいただきたいと思います。

このたびの調査結果を受けまして、市教委としての今後の取り組みについてご説明いたします。

まず、再発防止に向けての取り組みです。

市教委では、今回の調査結果を踏まえ、あらゆる機会を捉えて教職員の服務規律の遵守を徹底していくとともに、勤務時間中に教職員が職員団体活動に参加する場合の取り扱い、教育研究団体の業務を行う場合の取り扱い、長期休業期間中の校外研修の取り扱い、教職員の勤務時間の取り扱い、主任手当支給の取扱いなどが適切に実施されるよう、引き続き、学校に対して必要な指導と助言を行うなど再発防止に向けて取り組んでまいります。

次に、調査結果を踏まえた今後の対応でございますが、本調査の結果、不適切な勤務実態が判明したものについては、厳正に対処するとともに、必要な給

与の返還を求めます。

また、主任手当の算定誤りにつきましては、手当の追給または返還を行うこととなります。

教職員給与費の適正執行等に関する調査に関する報告については以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

大変膨大で細かい資料のようですが、質問、ご意見がございませんか。

○臼井委員 前に出たときにも申したことですが、こういった法令遵守ということは申すまでもないことですが、一方で、例えば運動会とか、学校で遠足等のいろいろな行事がありますと、先生方は皆さん、早朝から出勤します。これは、個人の主義主張でやるのではなくて、子どもたちの教育安全上の義務からいって必要なわけですね。

そういったものは、普通の公務員だと超過勤務に当たるわけですが、それはカウントされていません。その一方で、通常よりも学校の業務の形態からして、早く帰るということは早退を許可なくやったということで違反となってしまうのです。あるいは、中学校の先生になると部活動で、これは土・日等も含めて子どもの指導のためにやります。そういうことも加味されていないということで、その辺のところをもう少しきめ細かくやるのであれば、実態についてももう少し広報していくことを一方でやっていくことが、広く国民に対して教員の職務をしっかりと見てもらう点では必要かと思えます。

以上、感想であります。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

○阿部委員 9ページ目のところに、再発防止に向けての取組みということで、「学校に対して必要な指導と助言を行う」とあります。この調査が行われたのは平成22年度までということで、調査以降の平成23年度以降はこういうことが行われているか、どうなのでしょう。

実際にこういう違反自体があるかどうかはどのようにして、調査する期間はまだ終わっているのか、そのあたりはどうかなということ、実際に再発防止に向けての取組みが書かれているのですけれども、その後どうかという経過がここには書かれていないので、そのあたりをお伺いしたいなと思いました。

○教職員課長 今回の調査は、今、お話がありましたように、平成22年度まで



の5年間で調べています。平成23年度、あるいは今年度はどういう状況かというのは、今回の調査が基本的には北海道教育委員会が主体となって調べているものですから、道教委の方でも、平成23年度以降、調査するかどうかという検討は、今、されているところです。

当然、私どもとしても、こういう職務専念義務に違反することがあってはいけなと考えていますので、調査するかどうかについては道教委の意向も踏まえながら考えていきたいと思ひます。

○山中委員長 それはそれとして、再発防止については、手続的な場面まできちんとしておく、あるいは、不適切であることを裏づける証言はなくても、いかにも不自然な場合があるという話もございますが、そういったことがないように、既に手は打っているのですね。

○学校教育部長 これまでも調査していますので、その調査をしている中でも、校長会や校長の研修会等、あるいは教頭の研修会等で、調査する、しないにかかわらず、学校できちんと規律は確保してくださいという話はしております。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

○池田（官）委員 もし、わかれば概略でよろしいのですけれども、全国の比較において、北海道が極端に多いとか少ないといった目立つ傾向をお伺いしたいと思ひます。

○教職員課長 今回の調査は、実は北海道だけの調査でして、そもそもの発端となりましたのは、北海道教職員組合による政治資金規正法違反、具体的には北海道5区で発生した事件ですけれども、それがきっかけとなりまして、今回、北海道の教職員について調べなさいという指示が文部科学省からあったところ

です。ですから、ほかの都府県との比較はできない状況ですけれども、北海道全体と札幌市ということでは比較はできます。先ほど出ていましたように、全体の数として不適切だったものが54名、そのうち給与の返還を求めるものが、35名となっております。その部分で、北海道全体の数で言いますと、不適切とされたものが793名、そのうち給与の返還を求めるとされたものが666名となっております。

いわゆる比率といいますか、割合から言うと、札幌市の方が少ない状況にあると考えております。

○池田（官）委員 わかりました。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 特になければ、ただいまの報告については了承しましたということで、次に参ります。

次は、議案第3号に入りますが、ここからは公開しない議案となりますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

**以下 非公開**